

- • 流域は一つ・運命共同体、
住民と行政の協働による、より良い豊川を目指して• •
平成23年4月1日から制度化しました。

1 豊川アダプト(協働管理) 制度(案)

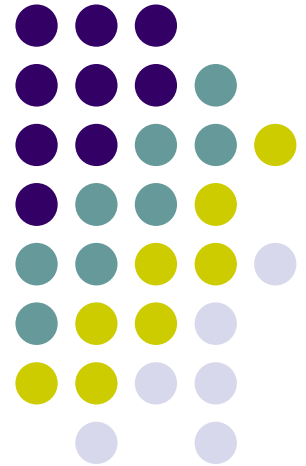
豊川アダプトとは・・・

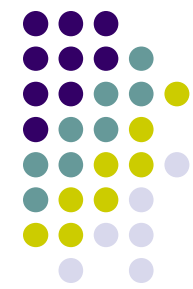
「アダプト(Adopt)」とは、英語で「養子縁組する」と言った意味です。一般にアダプト制度とは、一定区画の公共の場所を養子にみたくて、市民がわが子のように愛情をもって面倒を見(美化・清掃等を行い)、行政がこれを支援する制度です。

豊川アダプトは、地域の住民(個人や団体)の皆さんが自らの責任において活動し、河川管理者の豊橋河川事務所と協働で豊川を管理する制度です。

地域住民の皆さんと河川管理者が協働で豊川の管理(河川の美化・清掃活動や、河川環境保全活動、河川愛護活動等)を行うことで、地域の特徴に合ったより良い豊川をめざします。

協働管理者は登録制とし、事務所は登録された団体の活動に一定の支援を行います。





2 豊川アダプト

豊川で活動する
個人・団体

自発的な協働活動

アダプト登録

協働活動による河川管理

- 豊川の美化及び清掃活動に関すること。
- 豊川の河川環境保全に関すること。
- 豊川の河川愛護に関すること。

活動への一定の支援

豊橋河川事務所

3 豊橋河川事務所からの支援

協働管理者に対して以下の支援を実施します。

豊橋河川事務所は、予算の範囲内で次の支援を行います。

- ① 豊川に関する資料および情報の提供。
- ② 河川美化および清掃に要する用具の提供。
- ③ 活動時に身につける証明証の発行。
- ④ 活動時ののぼり旗の貸与。

